

## 北海道強靱化推進本部設置要綱

### (目的)

第1 北海道強靱化計画に基づいて北海道の強靱化を推進するため、北海道強靱化推進本部（以下、「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 北海道強靱化計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 北海道の強靱化に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) その他北海道の強靱化の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

### (本部長及び副本部長)

第4 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

### (幹事会)

第6 本部に本部の所掌事項を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、総合政策部計画推進担当局長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事により構成し、別表2に定める職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事長は、案件に応じて、招集する幹事の範囲を定めることができる。
- 6 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

### (部会)

第7 幹事長は、必要に応じて、幹事会のもとに部会を置くことができる。

- 2 部会長は、幹事の中から幹事長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会の構成員は、部会の所掌事項に応じて、別表2に掲げる者の中から関係者を充てる。
- 4 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 部会長は、必要に応じて、部会構成員以外の者に部会への出席を求めることができる。
- 6 部会長は、必要に応じて、部会長のもとにワーキンググループを置くことができる。

### (事務局)

第8 本部の事務局は、総合政策部政策局計画推進課に置く。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第3の4関係)

副知事 公営企業管理者 病院事業管理者 総務部長 総務部職員監 総務部危機管理監 総合政策部長 総合政策部知事室長 総合政策部地域振興監 総合政策部交通企画監 環境生活部長 環境生活部東京オリンピック連携推進監 環境生活部アイヌ政策監 保健福祉部長 保健福祉部少子高齢化対策監	経済部長 経済部観光振興監 経済部食産業振興監 農政部長 農政部食の安全推進監 水産林務部長 建設部長 建設部建築企画監 会計管理者 教育庁教育部長 警察本部総務部長 各総合振興局・振興局長 東京事務所長
--	--

別表2 (第6の3関係)

総務部総務課長 総務部財政局財政課長 総務部危機対策局危機対策課長 総合政策部総務課長 総合政策部政策局参事 総合政策部政策局計画推進課社会資本・強靱化担当課長 総合政策部地域創生局地域戦略課長 環境生活部総務課長 保健福祉部総務課政策調整担当課長 経済部経済企画局経済企画課長 農政部農政課長	水産林務部総務課企画調整担当課長 建設部建設政策局建設政策課国土強靱化・復興担当課長 出納局総務課長 企業局総務課長 道立病院局病院経営課長 教育庁総務政策局教育政策課長 警察本部総務部会計課長 警察本部警備部警備課長 各総合振興局・振興局地域創生部長 東京事務所行政課長
---	---